また、⑹⑺ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

ｂ　［略］

⑹⑼　株主資本等変動計算書

最近事業年度の株主資本等変動計算書（⑹⑹ａの規定により最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、⑹⑺ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑺⓪　キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書（⑹⑹ａの規定により最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度のキャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、⑹⑺ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（当四半期会計期間が第２四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第２四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期キャッシュ・フロー計算書（四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除く。）を、また、⑹⑺ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑺⓵　［略］

⑺⓶　主な資産及び負債の内容

⑹⑺の規定により掲げた貸借対照表のうち最近事業年度のものについて、次の科目の内容又は内訳をおおむねそれぞれに掲げるところに従い記載すること。

ただし、連結財務諸表を作成している場合又は附属明細表に掲げた科目については、記載を省略することができる。

［ａ～ｅ　略］

⑺⓷　その他

ａ　［略］

ｂ　１年を１事業年度とする会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、⑹⑸ｂに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

(a)　四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね３箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑹⑺ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後３箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

また、⑹⑻ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

ｂ　［同左］

⑺⓪　株主資本等変動計算書

最近事業年度の株主資本等変動計算書（⑹⑺ａにより最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、⑹⑻ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑺⓵　キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書（⑹⑺ａにより最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度のキャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、⑹⑻ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（当四半期会計期間が第２四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第２四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期キャッシュ・フロー計算書（四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除く。）を、また、⑹⑻ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑺⓶　［同左］

⑺⓷　主な資産及び負債の内容

⑹⑻により掲げた貸借対照表のうち最近事業年度のものについて、次の科目の内容又は内訳をおおむねそれぞれに掲げるところに従い記載すること。

ただし、連結財務諸表を作成している場合又は附属明細表に掲げた科目については、記載を省略することができる。

［ａ～ｅ　同左］

⑺⓸　その他

ａ　［同左］

ｂ　１年を１事業年度とする会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、⑹⑹のｂに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

(a)　四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね３箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑹⑻ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後３箇月の業績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）